

1 石橋地区地区整備計画区域

計画地区	制限	
A 地区	用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 病院(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院に限る。)</p> <p>(2) 保育所(前号の病院に勤務する職員の利用に供するもの又は病児・病後児保育の用に供するものに限る。)</p> <p>(3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(地区計画の地区施設として定める区画道路の境界線をいう。以下同じ。)までの距離は、5メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。</p>
	高さの最高限度	<p>60メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下</p>

B地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (4) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋 (5) 前3号の建築物に附属するもの
	壁面の位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。 ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。
	高さの最高限度	20メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下

備考

- 1 建築物の面積及び高さの算定方法は、令第2条第1項に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合において当該建築物の高さを算定するときを除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類

する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。